

中野区

[ホーム](#) > [お知らせ情報](#) > 令和元年台風第15号・第19号による住宅被害に係る緊急支援事業 (1月31日から受付開始)

いいね! 0

[ツイート](#)

LINEで送る



最終更新日 2020年2月3日 | ページID 028274 |

[印刷](#)

令和元年台風第15号・第19号による住宅被害に係る緊急支援事業 (1月31日から受付開始)

制度の概要

令和元年台風第15号又は第19号により被害を受けた住宅（自己所有かつ自己居住）について、被災された方の生活の安定と住宅の安全確保を図るため、その補修工事の費用の一部を助成します。

（当制度は令和元年度のみの特設措置です。）

助成対象となる方

以下の全ての要件を満たす方

・令和元年台風第15号又は第19号に起因する区内の住宅被害について、り災証明書の交付を受けた方

（「床上浸水」「床下浸水」「その他」と判定されていること。）

・現に自己が所有しかつ自己が居住する住宅の補修工事を行う方（分譲住宅は専有部分のみ対象）

※り災証明については地域活動推進課で発行しています。詳しくは以下のURLをご覧ください。

[り災証明書の発行を希望される方へ](#)

補助対象となる工事

令和元年台風第15号又は第19号により受けた被害の補修をする工事で、令和2年3月19日までに工事が終了し、施工業者に代金支払い済みのもの。

対象となる工事は屋根、柱、床、外壁、戸や窓、配管や配線等、日常生活に不可欠な部分の補修のみです。

※エアコン等家電製品の購入や取り替え、古くなった壁紙の張り替え、壊れていない便器の取り替え等は対象外です

詳しくは補助対象となる住宅の補修工事の工事例をご覧ください。

助成金額について

補修工事費の2分の1の額（最大30万円）

申請手続

交付申請

まずは以下の書類一式をそろえた上で交付申請して下さい。

※既に工事完了し、代金支払い済みの方は交付申請と合わせて、実績報告も同時に行うことができます。

提出書類

- 1 補助金交付申請書（第1号様式）
- 2 罹災証明書の写し
- 3 補修工事の箇所及び内容のわかる見積書の写し
- 4 申請者の住所がわかる書類（運転免許証、健康保険証等）の写し
- 5 建物の所有者がわかる書類（固定資産税納税通知書、課税明細書等）の写し
- 6 資力に関する申出書（第2号様式）

実績報告及び交付請求

交付申請の申請内容の確認後、区から交付決定通知を発行します。

交付決定後、令和2年3月19日までに工事完了し、施工業者へ支払いを済ませた上、以下の書類を揃え実績報告を行って下さい。

実績報告書の提出を受け、区は工事内容の確認を行い適当と認めたときは補助金交付額確定通知書を発行し、申請者に通知することになります。実績報告と併せて以下の交付請求に係る書類についても提出をお願いいたします。

提出書類

(1) 実績報告

- ・ 実績報告書 (第4号様式)
- ・ 補修工事費に係る契約書等及び領収書の写し
- ・ 補修工事の工事完了がわかる写真

(2) 交付請求

- ・ 補助金交付請求書 (第6号様式)
- ・ 口座番号がわかるもの (振込口座通帳等)

※請求の際、窓口で口座振替依頼書をご記入いただきます。

印鑑 (認印・朱肉を使うもの) も合わせてご用意ください。

提出方法

上記書類をすべて揃えた上で、中野区役所9階4番住宅課住宅政策係まで直接持参下さい。

提出期間

令和2年1月31日 (金曜日) ~ 令和2年3月19日 (木曜日)

関連ファイル

補助金交付申請書

中野区長 酒井 直人 宛て

中野区令和元年台風第15号・第19号による住宅被害対策緊急支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、令和元年台風第15号・第19号住宅被害対策緊急支援に係る補助金の交付について、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

【住所】 中野区 _____

【連絡先 (TEL)】 _____ (自宅・携帯・勤務先・その他)

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成・西暦 _____ 年 月 日生 (_____ 歳)

【氏 名】 _____

1 被災日 令和元年 月 日

2 災害名 令和元年台風第15号・第19号 (○をつけてください。)

3 住宅の被害の程度 _____
(※区が発行する「り災証明書」に基づき、被害の程度を記入してください。)

4 被害を受けた住宅の部位 (※該当箇所に○をつけてください。)

- (1) 屋根 (2) 柱 (3) 床 (4) 外壁 (5) 基礎 (6) 梁 (7) ドア
- (8) 窓 (9) サッシ (10) 上下水道の配管 (11) ガスの配管
- (12) 給排気設備の配管 (13) 電気・電話線・テレビ線の配線
- (14) トイレ (15) 浴室
- (16) その他 (_____)

【備考】

補助金の交付対象となる補修工事の範囲及び基本的な考え方については、東京都が定める「令和元年台風第19号における住宅の応急修理実施要領 (令和元年11月8日決定)」の2の規定によるものとする。

(※中野区記入欄)

受付日	受付番号